

契約は納得してから！

生活困窮者につけ込むヤミ金融事犯や商品販売、質屋営業を仮装するヤミ金融事犯など新しい形態の犯罪が現れています。

業者からの勧誘を受けたり契約するときは、次の「悪質商法撃退10か条」を参考にしてください。



- 1 何の用？ しっかり聞こう **身分と用件**
- 2 **おかしい**と思ったときは ドア閉めて
- 3 **もうかります** そんな言葉に ご用心
- 4 **あやしいぞ** 人のフトコロ聞く **業者**
- 5 勇気出し はっきり言おう **いりません**
- 6 しつこいな そんな相手は **110番**
- 7 迷ったら 一人で悩まず **まず相談**
- 8 サインして あとでしまった **もう遅い**
- 9 契約は しても**お金は 後払い**
- 10 **あなたです！** 自分の財産 守るのは



ヘルメット 命のお守り 忘れずに
～自転車を安全に利用しよう～

○ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



小針交番管内犯罪発生情勢

自動車盗・車上ねらいが発生しています。

センサーライトや防犯カメラの設置、車内には貴重品を置かない等の防犯対策を行いましょう。



防犯に役立つ情報は「アイチポリス」から！

※ 本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります